

1 いじめ防止基本方針について

(1) 目的

- ・いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- ・児童が安心して、学習その他の活動に取り組むことができ、保護者が心から児童を通わせたいと願う、信頼される学校づくりが求められる。
- ・いじめから一人でも多くの児童を救うため、児童を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚して、地域ぐるみでいじめ問題の克服に向けて取り組むため、「いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) いじめに対する基本認識

- ・いじめ防止等の対策は、いじめが全ての児童に関する問題であるという認識に立ち、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的とすることが重要である。
- ・また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分理解できるように行うことが必要である。
- ・いじめ防止等の対策は、県、市、学校、地域住民、家庭、その他の関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

2 いじめ問題への対応

(1) いじめの未然防止への取組

- ・学校の教育活動全体を通して、学力向上と豊かな心の育成を図るとともに、いじめは絶対に許さない学校風土づくりに努める。
- ・一人一人を大切にした授業づくりに努め、生き生きと活動できる集団づくりに努める。
- ・道徳教育や体験学習の充実を図り、児童の豊かな情操と道徳心、人権尊重の精神を養うなど、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携して「SOSの出し方に関する授業」を実施するなどして、児童が困りごとについて相談しやすい環境づくりを行うとともに、児童のSOSに大人が気付く感度を高める研修を推進する。
- ・校内研修会等いじめの対応に関わる教職員の資質能力向上を図るとともに、教職員間の連携を深め、生徒指導の組織的な体制の整備を行う。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、定期的なアンケートや面接、教職員研修会を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。
- ・児童や保護者、教職員が気軽に相談できるよう、カウンセリング指導員並びに教育相談コーディネーターを中心とした校内体制を整備し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへの相談や保健室等の窓口について広く周知するよう努める。
- ・インターネットや携帯電話の利用時のマナーの指導を保護者と連携をして行い、ネット上でのトラブルの未然防止に努める。また、学校から配付した情報端末機器の使用についてのきまりを児童、教職員、保護者で共通理解し、安全かつ適切な使用ができるようにする。

- ・いじめが生まれる背景を理解し、指導には細心の注意を払う。発達障害を含む、障害のある児童が関わるいじめ、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童へのいじめ、性同一性障害や性的志向、性自認に係る児童に対するいじめ、感染症等に係る児童に対する偏見の防止に努める。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の様子、保護者との連絡ノート、家庭訪問等を通して、児童の様子を見守る。
- ・いじめに関することは、ささいな情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け迅速かつ組織的な対応に努める。(毎週木曜日に生徒指導情報交換会を実施する。)
- ・毎月のいじめアンケート調査や定期的な教育相談、電話相談窓口の周知等を実施していじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめまたはいじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を止める。
- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、ささいな兆候でも、迅速で丁寧に対応し、いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保する。
- ・いじめを認識した場合は、いじめ防止対策委員会で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。
- ・調査や対応の結果については、市教育委員会に報告し、いじめられた児童といじめた児童の保護者に連絡する。
- ・犯罪行為等、学校で解決が困難な場合は、市教育委員会や所轄警察署と相談して対応する。
- ・いじめられた児童及び保護者には、児童を徹底して守ること、児童が落ち着いて教育を受けられるようにすること、校内教育支援センターを有効に活用すること、状況に応じて外部の専門家(心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等)の協力を得ること等の支援に取り組むことを伝える。
- ・いじめた児童の保護者には、いじめは決して許されないことを確認し、学校と保護者が協力して対応を行うことについて理解を求める。また、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得ながら、いじめの行為の抑止と、再発防止に努めること等を伝える。その際、いじめの背景にも目を向け、いじめた児童のプライバシーには十分に留意した対応を行う。
- ・いじめが起きた周辺の児童には、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた児童に対して、同調はいじめに加担することであることを理解させる。
- ・いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、適時に指導を行う。解消とは、行為が3か月止んでいること、その時点において児童及び保護者が「心身の苦痛を感じていない」ことを面談等によって認められたときとし、継続的にきめ細かに観察・指導を行う。
- ・インターネットや携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
- ・学校のいじめ防止基本方針やいじめの防止等に関する取組を、学校便りや地域における会議等で紹介することを通じて啓発を図る。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ・“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指している。

(2) 重大事態に対する平時からの備え

- ・年度初めの職員会議や教員堅守等の実施により、全ての教職員が重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか認識しておく。

(3) 重大事態の対応

- ・調査を始める前に対象児童・保護者への事前説明を行い、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図る。
- ・学校は、速やかに市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり学校全体で組織的に対応し、問題解決に当たる。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で緊急保護者会等の開催を行う。
- ・重大事態については、マスコミの対応も考えられるため窓口を明確にして適切な対応に努める。

※参照 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和6年8月改訂版 文部科学省)

[いじめ防止対策委員会] ○…校内対策小委員会(定足数は半数)

○校長、○教頭、教務主任、保健主事、カウンセリング指導員(教育相談コーディネーター)、○生徒指導主事、○当該学年主任・学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長、民生委員・児童委員、魚津警察署等(いじめ事案の状況に応じて要請)

4

いじめ問題に係る取組の年間指導計画

月	校内委員会等	未然防止への取組	早期発見への取組
4	いじめ防止対策委員会① ・指導方針、指導計画共通理解 学級懇談会で保護者へ啓発 生徒指導上の情報交換(毎週)	挨拶運動開始(通年) ふれあいタイム(通年) →児童集会と連動	学校生活アンケート(毎月末)
5	生徒指導研修会	ぽかわく集会	SOSの出し方に関する授業
6		子供のメンタルヘルスに関する講演会 (教員、保護者、地域対象) ぽかわくハッピー集会	いじめ実態把握① ・個別懇談会 ・生活アンケート ・教育相談(面接週間) ・WEBQU調査 いじめ保護者アンケート①
7			
8	WEBQUに関する研修会		
9	いじめ防止対策委員会② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認	ネットトラブル防止研修会(～12月まで) ぽかわくハッピー集会	
10	教育相談を基にした情報交換②		
11	人権意識に関する研修	人権週間といじめに関する指導 ぽかわくハッピー集会	いじめ実態把握② ・生活アンケート ・教育相談(面接週間) ・WEBQU調査 いじめ保護者アンケート②
12		ぽかわくハッピー集会 「ぽかぽかカード」の実践	個別懇談会
1			
2	教育相談を基にした情報交換③		いじめ実態把握③ ・生活アンケート ・教育相談 いじめ保護者アンケート③
3	いじめ防止対策委員会③ ・本年度の反省とまとめ ・指導計画の見直し	ぽかわくハッピー集会	